

地方公共団体におけるPFI関連規程の改正状況

内閣府より各都道府県PFI担当部局及び各指定都市PFI担当部局（回答数：60団体／67団体）に、令和6年6月のガイドライン改正及び同年7月の事務連絡を踏まえた各地方公共団体における制度改正や契約変更の状況について、選択式のアンケート調査を令和7年1月に実施（本体資料3.に記載のアンケートと同じものを指す）。その結果は以下のとおり。

- ・すでに庁内規程を改正した地方公共団体：2団体
- ・すでに庁内規程を有する(※)が改正を行っていない地方公共団体（40団体）のうち、今後改正を予定している地方公共団体：12団体
- ・まだ庁内規程を有しない地方公共団体（18団体）のうち、今後策定を予定している自治体：2団体

※庁内規程は有するが、内閣府の事務連絡等に係る項目が現行規程に含まれていない地方公共団体も含む。

